

議案第 9 号

横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中
改正について

横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 5 日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の
一部を改正する規則

横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 4 年横
須賀市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 3 号を次のように改める。

(3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域
学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
第 11 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

委員及び学校運営に関する基本的な方針の承認に関する規定を改めるため、
この規則を改正する。

旧	新
<p>(委員)</p> <p>第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)のうち次項第4号及び第5号に掲げる者以外の委員の定数は、8人以内(2以上の学校について一の協議会を置いたときの当該協議会にあっては、教育委員会が当該学校の校長と協議して定める人数)とする。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、当該協議会を置く学校(以下「対象学校」という。)の校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 保護者</p> <p>(2) 地域住民</p> <p>(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) 対象学校の校長</p> <p>(5) 対象学校の教職員</p> <p>(6) 学識経験者</p> <p>(7) 関係行政機関の職員</p> <p>(8) その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>3 委員に欠員が生じた場合には、必要に応じて対象学校の校長の推薦により、教育委員会は、新たな者を委嘱し、又は任命することができる。</p> <p>4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第5条 協議会の委員(以下「委員」という。)のうち次項第4号及び第5号に掲げる者以外の委員の定数は、8人以内(2以上の学校について一の協議会を置いたときの当該協議会にあっては、教育委員会が当該学校の校長と協議して定める人数)とする。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、当該協議会を置く学校(以下「対象学校」という。)の校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 保護者</p> <p>(2) 地域住民</p> <p>(3) <u>社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他</u>の対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>(4) 対象学校の校長</p> <p>(5) 対象学校の教職員</p> <p>(6) 学識経験者</p> <p>(7) 関係行政機関の職員</p> <p>(8) その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>3 委員に欠員が生じた場合には、必要に応じて対象学校の校長の推薦により、教育委員会は、新たな者を委嘱し、又は任命することができる。</p> <p>4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。</p>
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第11条 対象学校の校長は、毎年度学校運営に関する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。</p> <p>2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 学校教育目標及びその実現に向けた学校運営に関すること。</p> <p>(2) 教育課程の編成に関すること。</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第11条 対象学校の校長は、毎年度学校運営に関する基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。</p> <p>2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 学校教育目標及びその実現に向けた学校運営に関すること。</p> <p>(2) 教育課程の編成に関すること。</p> <p>(3) <u>教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p>

旧	新
3 対象学校の校長は、第1項の規定により承認された方針に従って学校運営を行うものとする。	3 対象学校の校長は、第1項の規定により承認された方針に従って学校運営を行うものとする。